**会計年度が終了した場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 様　　式 | 医療法人事業報告書等届出書 |
| 該当条文 | 医療法第52条第１項 |
| 説　　明 | 医療法人は、毎会計年度の終了後２ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等を作成しなければなりません。その後、監事の監査を受け、社員総会等の承認を得て、毎会計年度終了後３ヶ月以内に知事に届け出る必要があります。 |
| 提出時期 | 毎会計年度終了後３ヶ月以内 |
| 添付書類 | ① 事業報告書  ② 財産目録  ③ 貸借対照表  ④ 損益計算書  ⑤　関係事業者との取引の状況に関する報告書  ⑥ 監事の監査報告書  ⑦　社会医療法人にあっては、医療法（昭和23年法律第205号）第42条の２第１項第１号から第６号までの要件に該当する旨を説明する書類  ⑧　社会医療法人債発行法人にあっては、次の書類  ア　純資産変動計算書  イ　キャッシュ・フロー計算書  ウ　附属明細表  ⑨　医療法第51条第２項の医療法人にあっては、次の書類  　　　ア　純資産変動計算書  イ　附属明細表  ウ　公認会計士又は監査法人の監査報告書  ⑩　地域医療連携推進法人にあっては、次の書類  　　　ア　医療法第70条第２項第３号の支援及び同法第70条の８第２項の出資の状況に関する報告書  　　　イ　純資産変動計算書  　　　ウ　附属明細表  　　　エ　公認会計士又は監査法人の監査報告書  　※②、③及び④については、別添様式を使用する必要はありません。  　　（各法人にて作成した決算書類を添付しても差し支えありません。）  　※⑤については該当がない場合もその旨を記入のうえご提出ください。 |
| 注意事項 | 決算により医療法人の資産の総額が変更になった場合には、登記事項を変更するとともに、遅滞なく「医療法人登記完了届出書」により届け出て下さい。 |